

## ■同意第3号 固定資産評価員の選任について

### 【要旨】

地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産評価員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

### 【選任しようとする者】

氏名：松田 好文（まつだ よしふみ）

住所：（略）

生年月日：（略）

備考：昭和59年4月 旧窪川町採用

平成7年度～平成11年度、平成19年度～平成23年度 税務課勤務

平成29年度～ 税務課長

### 地方税法（抜粋）

#### （固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

略

#### （固定資産評価員の兼職禁止等）

第406条 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

(1) 国会議員及び地方団体の議会の議員

(2) 農業委員会の委員

(3) 固定資産評価審査委員会の委員

2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

(固定資産評価員の欠格事項)

第 407 条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 前号に規定する者を除くほか、禁錮（こ）以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過しない者
- (4) 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四万十町税条例（抜粋）

(固定資産評価員の設置)

第 76 条 町長の指示を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員 1 人を置く。

2 固定資産評価員は、非常勤無給の職とする。